



重要！新たな防疫最適化十条を発表

12月7日、国務院連合防疫機制総合組は「新型コロナウイルス肺炎防疫措置の更なる最適化と実施に関する通知」を発表した。主な内容は下記の通り。

1. リスク地区の程度に合わせて科学的かつ正確に管理する。ビル棟、单元(建物の出入口が同じ部屋)、階、個人住居を単位として高リスク地区を指定し、勝手に小区、コミュニティ、街道（村、鎮）等の地域まで拡大してはならない。**各種方式の臨時封鎖を実施してはならない。**
2. PCR検査をさらに最適化する。行政区域の全員PCR検査を実施せず、PCR検査の範囲をさらに縮小し、頻度を減らす。
 - 高リスク職務と高リスク地区に関わる人員は関連規定に基づいてPCR検査を受診し、他の人員に対しては受診希望に応じてなるべくPCR検査を実施する。
 - 老人ホーム、福利施設、医療機関、保育幼児施設、小・中学校、高校など特別な場所以外では、**PCR検査陰性証明の提示を要求せず、健康コードも確認しない。**
 - 重要な機関、大型企業及び一部の特定場所では、所在地が防疫措置を確定することができる。
 - 地区を跨いで移動する人員に対しては、**PCR検査陰性証明と健康コードを確認せず、到着時のPCR検査も実施しない。**
3. 隔離方式を最適化する。
 - 在宅隔離の条件に適合する無症状感染者と軽症の感染者には一般的に在宅隔離を**実施するが**、自らの意志により集中隔離を選択することもできる。
 - 在宅隔離の条件に適合する濃厚接触者には**5日間の在宅隔離を実施し**、自らの意志により集中隔離を選択でき、5日目のPCR検査結果が陰性である場合、隔離が解除される。
4. 高リスク地区での封鎖開始と封鎖解除を早急に実施する。5日間連続で新たな感染者が確認されていない高リスク地区は適時に封鎖を解除しなければならない。
5. 各地の薬局は正常に運営する必要がある、勝手に営業を停止してはならない。市民が解熱、咳止め、抗ウイルス、抗生物質等の一般用薬品をオンラインまたはオフラインで購入することを制限してはならない。



6. 高齢者の新型コロナウイルス肺炎ワクチンの接種を加速して推進する。
7. 重点人員の健康状況の調査と分類管理を強化する。
8. 社会の正常な運行と基本医療サービスを保障する。高リスク地区以外では、人員の移動を制限したり、作業、営業、生産を停止したりしてはならない。
9. 防疫に関わる安全保障を強化する。市民の受診、避難などの外出ルートを保障するために、消防通路、単元の出入口、小区の出入口を各種方法で封鎖することを厳格に禁止する。
10. 学校の防疫業務をさらに最適化する。感染者が確認されていない学校では、正常に対面式の授業を行い、学校内のスーパーマーケット、食堂、体育館、図書館等も正常に開放する。

出典：央視ニュース